

八幡まちづくり協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、八幡まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を八幡振興センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、八幡地区における福祉、教育文化、環境と防災安全、保健体育、産業の活性化など共通の課題解決を図り、明るく住みよい地域社会の構築を目指すとともに、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の共通の課題解決に向けての協議、学習に関すること。
- (2) 地区内全域の活性化、各種団体等の活性化及び相互の連絡協調に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 本会は、八幡地区に住所を有する者及び八幡地区内に勤務する者のうちから会長が必要と認めた者で構成する。

(代議員)

第5条 代議員は、前条の構成のうち八幡地区内の関係機関、諸団体等の代表及び推薦する者並びに学識経験者の中から選出する。

- 2 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員会)

第6条 代議員会は、代議員をもって構成し、本会の最高の決議機関とする。

- 2 代議員会は、会長が招集し、本会の事業に関する事項を決議する。
- 3 代議員会の議長は、その都度代議員の中から選出する。
- 4 代議員会は、代議員の過半数をもって成立し、議事は出席代議員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。
- 5 次に掲げる事項については、理事会の議決を経て、代議員会の議決を得なければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
 - (3) 規約の変更に関すること。
 - (4) その他、必要な事項。

(役職員)

第7条 本会に次の役職員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 20名以内
 - (4) 監事 2名
 - (5) 事務局員 1名
- 2 役職員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 補欠による役職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 会長、副会長は、理事会の互選とする。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(理事及び監事)

第9条 理事、監事は、代議員会で選任する。

- 2 理事は、共同して業務を決定し、その執行運営にあたる。
- 3 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(事務局員)

第10条 事務局員は、理事会の同意を得て、会長が任命する。

- 2 事務局員は、本会の事務会計を処理する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 理事会は、次の事項を執行する。

- (1) 代議員会の決議に基づく事業計画並びに収支予算、決算に関すること。
- (2) 部会の設置に関すること。
- (3) 代議員の選任に関すること。
- (4) その他、必要な会務に関すること。

(部会)

第12条 本会に次の部会を設置し、地区の課題について調査、検討し、各種事業を実施する。

- (1) 総務広報部会
- (2) 福祉部会
- (3) 教育文化部会
- (4) 環境防災安全部会
- (5) 保健体育部会
- (6) 産業部会

2 部会の部員は、代議員をもって充てる。

3 各部会に部員の互選による部長を置き、部会の招集は部長が行う。

(企画調整委員会)

第13条 本会に企画調整委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事項について協議する。

- (1) 地域コミュニティ事業の企画調整に関すること。
- (2) その他、必要と認める事項。

2 委員会の委員は、各部会の代表者をもって構成する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員会は、委員長が招集する。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(会計)

第15条 本会の経費は、市の交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成19年4月10日から施行する。